

令和8年2月24日
世田谷総合支所
地域振興課

議会の委任による専決処分の報告
(発券機等損壊事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年6月9日(月)午後2時15分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の世田谷総合支所地域振興課の職員が、事業の実施準備のため庁有車で移動しコインパーキングに入場しようとした際、乙管理のコインパーキングの発券機とガードバーに衝突した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

- 2 乙への損害賠償額 2,471,637円
(自動車保険より全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和8年2月20日